



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成26年5月27日

担当

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 新井 孝男
賃金指導官 森田 富久
電話 048-600-6205

最低賃金に係る違反事業場の割合は9.7%

～ 平成26年1月～3月の最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、埼玉労働局（局長代田雅彦）では、昨年10月20日には、埼玉県最低賃金を時間額785円に、同12月15日には特定（産業別）最低賃金（別添「埼玉県の最低賃金参照」）を改定し、県内の各種団体、事業場等に広くその周知広報を行ってきました。

また、最低賃金の履行確保を図るため、県内の全労働基準監督署において、本年1月から3月の間に集中的な監督指導を実施したところであり、その結果を以下のとおり取りまとめたので発表します。

平成26年1月～3月の最低賃金の履行確保に係る監督指導の結果、最低賃金法違反の状況は次のとおりであり、最低賃金額以上の賃金を支払っていない事業場に対しては、改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

1 最低賃金法違反の状況

(1) 監督実施事業場数等（別紙表1参照）

平成26年1月から3月の間に514事業場に対し監督指導を実施した結果、**最低賃金額未滿**の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は50事業場あり、**違反率は9.7%と前年度9.5%に比べ0.2ポイント悪化**した。

このうち地域別最低賃金適用事業場における違反率は9.1%と前年度10.3%に比べ改善したが、一方、特定（産業別）最低賃金適用事業場における違反率は13.2%と前年度4.8%に比べ悪化した。

(2) 最低賃金額未滿の労働者数（別紙表1参照）

最低賃金額未滿の賃金額で雇用されていた労働者数は243人で、監督実施事業場の**全労働者数に占める割合は3.7%**と前年度2.7%に比べ1.0ポイント悪化した。

(3) 最低賃金額未滿の労働者のうちのパート・アルバイトの割合（別紙表2参照）

最低賃金額未滿の労働者のうち**パート・アルバイト**が185人と全体の**76.1%**を占めた。

(4) 最低賃金に対する認識（別紙表 3 参照）

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった 50 事業場のうち 2 事業場のみが最低賃金が適用されることを知らなかった。

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由（別紙表 4 参照：複数回答のため合計は 63 件）。

最低賃金額以上を支払っていなかった事業場における理由のうち最も多かったのは①「**適用される最低賃金額を知らなかった**」で 24 事業場で全体の 48.0% に及んでいる。

これに続いて、②「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」11 事業場で全体の 22.0%と続いている。

2 今後の対応

埼玉労働局では、今後とも最低賃金の履行確保を図るため、引き続き最低賃金制度及び最低賃金額について広く周知を図るとともに、事業場に対する監督指導を実施することとしている。

また、最低賃金違反の背景として、事業場における経営面の影響も伺えることから、賃金と業務改善を国が支援する「業務改善助成金」の活用や企業の経営面についての支援も行う「最低賃金ワンストップ無料相談」窓口の利用の促進を図ることとしている。

※ 「業務改善助成金」、「最低賃金ワンストップ無料相談」については、参考資料のリーフレットを参照願います。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(平成26年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施 事業場数	最低賃金未 満事業場数	違反率(%)	監督実施 事業場 労働者数	最低賃金未 満労働者数	最低賃金未 満労働者の 比率(%)
地域別最低賃 金適用事業場	438	40	9.1%	5,616	204	3.6%
	(435)	(45)	(10.3%)	(5,264)	(162)	(3.1%)
特定(産業 別)最低賃金 適用事業場	76	10	13.2%	1,002	39	3.9%
	(83)	(4)	(4.8%)	(1,066)	(8)	(0.8%)
合 計	514	50	9.7%	6,618	243	3.7%
	(518)	(49)	(9.5%)	(6,330)	(170)	(2.7%)

※ () 内は平成25年1月～3月の監督実施結果(以下同様)

【参考】最低賃金主眼監督実施状況の推移

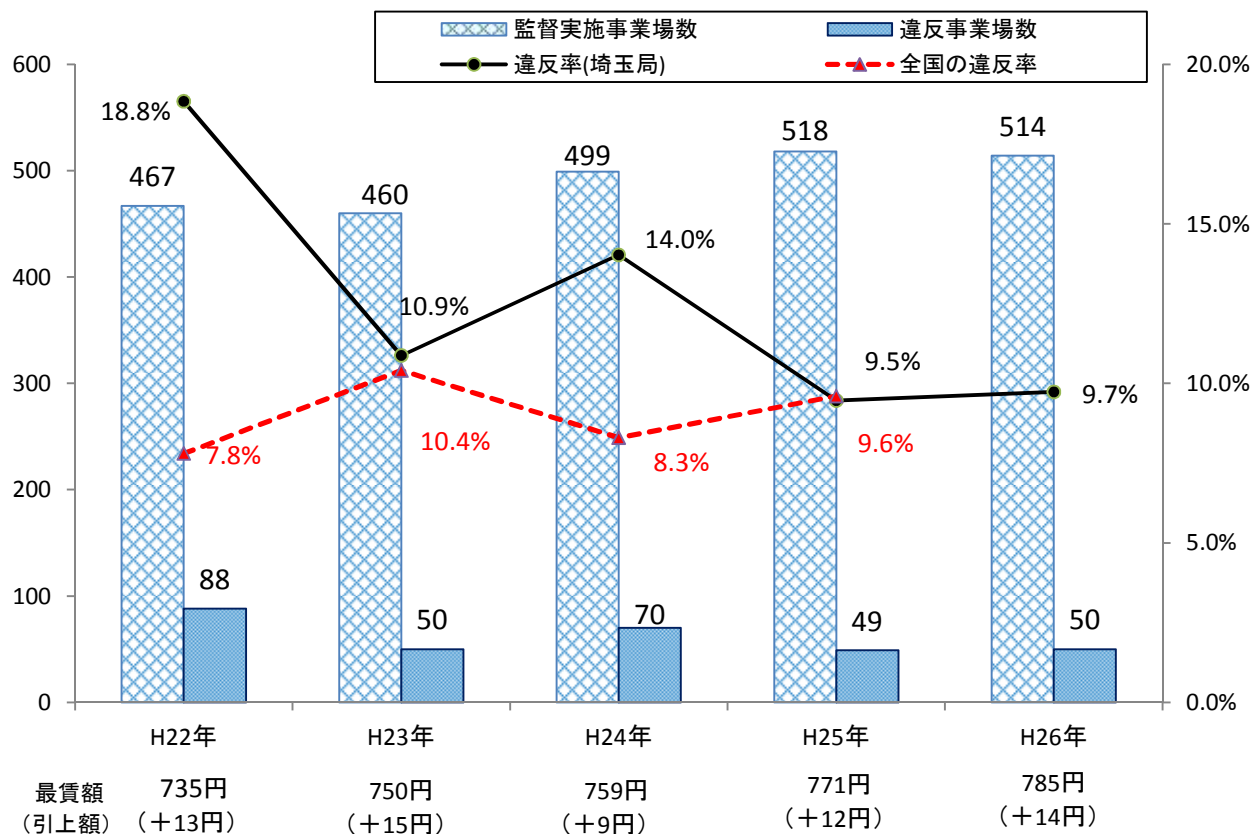


表2 最低賃金未満労働者数のうちのパート・アルバイトの割合

	監督実施事業場労働者数	最低賃金未満労働者数		
			うちパート・アルバイト	比率※
地域別最低賃金適用事業場	5,616人	204人	153人	75.0%
	(5,264人)	(162人)	(125人)	(77.2%)
特定(産業別)産業別最低賃金適用事業場	1,002人	39人	32人	82.1%
	(1,066人)	(8人)	(8人)	(100.0%)
合 計	6,618人	243人	185人	76.1%
	(6,330人)	(170人)	(133人)	(78.2%)

※の数字は、最低賃金未満労働者数に対する割合(%)である。

表3 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割 合
適用される最低賃金額を知っている	21	42.0%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	27	54.0%
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	2	4.0%

表4 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割 合
適用される最低賃金額を知らなかった	24	48.0%
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった	11	22.0%
賃金を時間額に換算して比較していなかったなど	9	18.0%
その他(最低賃金の減額特例許可の更新を怠っていた等)	19	38.0%
合 計	63	

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超え、割合も100%を超える。

埼玉県の最低賃金

(平成25年度)

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者{特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。}に適用されます。	発効日
	785		25.10.20

特定(産業別)最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	842	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	846		
輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)を除く。)	857		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	857		
各種商品小売業 (百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。)	810		
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)を除く。)	857	3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げ)

業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

平成26年度から、
企業規模30人以下の小規模事業者については、
要した経費の4分の3を
助成できることになりました。
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)

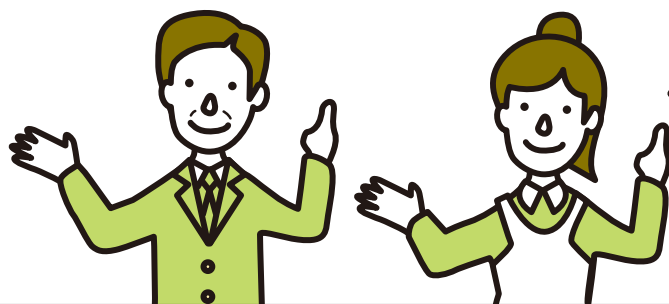


応援します！
がんばる中小企業。

賃金と業務の改善を国が支援してくれるなんて頼もしいね。

うちの工場は対象地域だな。申請してみるか

業務改善経費の一部を補助してくれるのね。



業務改善助成金に関するお問い合わせ先

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F TEL.048-600-6205

 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

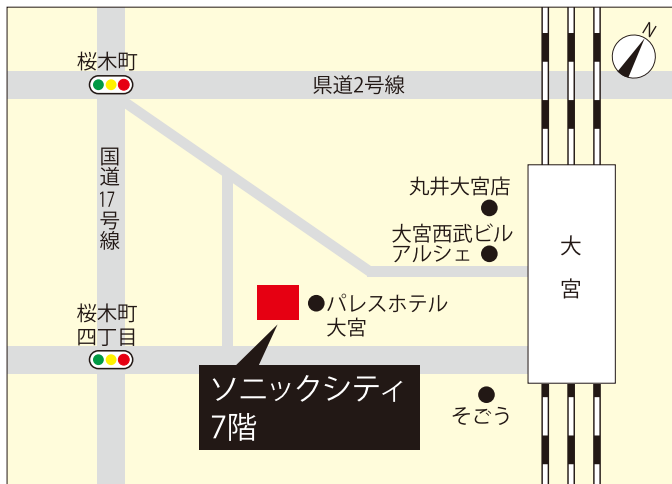
※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ7階 埼玉県商工会連合会内

TEL.048-641-3613



お問い合わせ・申請先

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー15F

TEL.048-600-6205



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(H26.5)

中小企業事業主向け

最低賃金

ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。

経営課題

(販路開拓、新規事業開拓、資金調達など)

労務管理

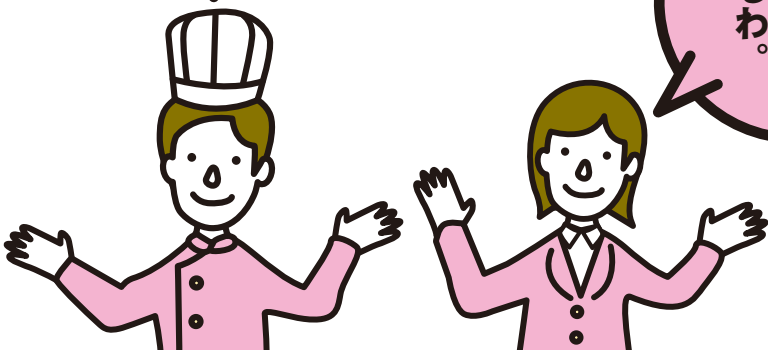
(最低賃金の引上げに向けた制度の説明、賃金制度や労働時間制度の見直しなど)

まずは最低賃金総合相談支援センターへ！



中小企業にとつては心強いね！

無料で相談できるなんて助かるわ。



お問い合わせ先

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティA階 埼玉県商工会連合会内 TEL.048-641-3613

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F TEL.048-600-6205

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労務局委託事業)



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

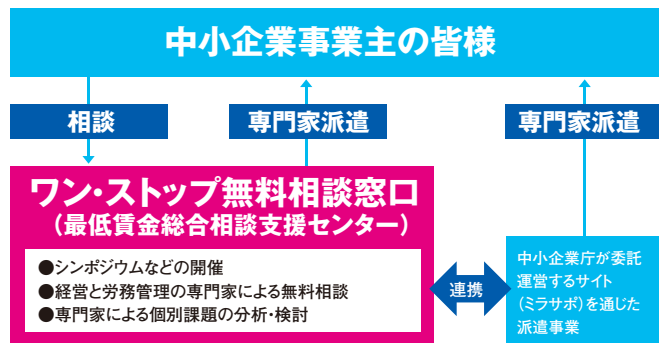


最低賃金

ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げに向けて中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



ご相談の一例

経営に関する相談の例

- (1) 販路開拓
- (2) 新規事業
- (3) 技術指導
- (4) 資金調達
- (5) マーケティング
- (6) IT活用による経営力強化
- (7) 支援制度の案内など

労務管理に関する相談の例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則(賃金規定等)の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6) 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

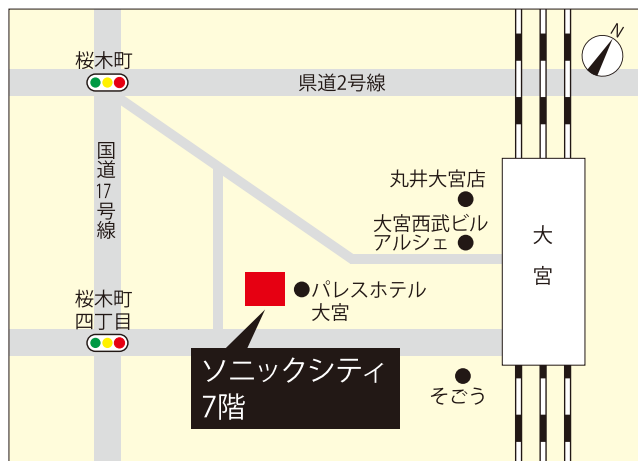
中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは中小企業庁が委託事業として運営する支援ポータルサイト(ミラサポ)を通じ派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-8669
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ7階
埼玉県商工会連合会内
TEL.048-641-3613



最低賃金についての問合せ窓口はこちら

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー15F
TEL.048-600-6205



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(H26.5)